

第5章 医療・救護

第14節 医療体制の整備

甚大な被害をもたらす大規模災害にも対応可能なように、初期医療救護活動体制、後方医療体制の整備及び医薬品・医療資器材の確保等により、体系的な整備に努めることとする。

その際、区医師会や区薬剤師会、区歯科医師会、訪問看護ネットワーク、自主防災組織などとの連携を十分に図り、潜在的な医療資源の活用をも含めた災害時の医療確保に一層努める。

14-1 医療機関の状況把握

災害時に医療機関と連携し迅速・的確な医療活動を実施するため、区本部において区医師会等を通じて医療機関の状況把握に努める。

14-2 医薬品・医療資器材の確保

区と大阪市立総合医療センターとの協定により、大規模災害時の負傷者等に対する、救護所での応急的な治療に不可欠な医薬品を整備する。また、効果的に医療措置を実施するために不可欠なトリアージタグについても避難所に配備する。

14-3 初期医療救護活動体制の整備

災害時の初期医療を円滑かつ迅速に実施するため、通信手段の確保、区医師会との協力体制等の初期医療救護活動体制の整備を実施する。

(1) 区医師会との協力体制の整備

区役所は、区医師会及び区内医療機関等による医療救護活動への協力を得るため、事前の調整を行うとともに、防災訓練を通じ、連絡体制を確立するよう努めていく。

第15節 医療救護活動

15-1 初期初動医療救護活動

(1) 保健医療調整本部の設置

保健医療活動の調整を行うため、健康部は次の設置基準に基づき、災害対策本部の下に保健医療調整本部を設置する。保健医療調整本部は、関係機関（健康部、危機管理部等）が集まる体制とする。保健医療調整本部が設置されないときは、健康部が危機管理部と連絡を取り合い、総合的な調整を図る。また、通信手段が途絶している場合は、市本部は区本部へ防災行政無線等で要請し区本部職員が現地へ赴くなど、情報収集に努める。

ア 保健医療調整本部の任務

(ア) 医療関係機関との調整

(イ) 医療救護班の調整

(ウ) 緊急輸送の調整

(エ) 医薬品、医療資器材等の広域調達、調整

イ 設置基準

(ア) 本市域で震度5弱以上を観測した場合

(イ) 市本部が設置された場合

- (ウ) その他市長が必要と認めたとき
- (2) 救護所の設置
 - 災害時、区本部は市本部等と連携して、原則として以下の場所に救護所を設置する。
 - ア 災害現場又は現場付近
 - イ 避難場所（災害時避難所、広域避難場所等）
 - ウ 特例場所（被災地周辺の医療機関等）
 - 救護所を設置後、区本部は保健医療調整本部に報告するとともに、区内関係機関へ連絡を行う。
- (3) 初期初動医療救護活動
 - ア 区医師会及び区内医療機関等による医療救護班（JMATなど）
 - (ア) 区本部は、区医師会及び区内医療機関等による医療救護班等の派遣要請を行うとともに、その旨を市本部に報告する。
 - (イ) 区医師会及び区内医療機関は、区本部から要請された救護所へ医療救護班を派遣する。
 - イ 大阪府の調整による応援医療救護班
 - (ア) 区本部は、区内の医療救護班だけでは対応できない場合、保健医療調整本部に連絡し、医療救護班の派遣を要請する。
 - ウ 要請なく応援に駆けつけた医療救護班
 - (ア) 区本部に直接応援に駆けつけた医療救護班は、区本部において調整を図り、結果を保健医療調整本部に報告する。
- (4) 医療救護班の業務内容
 - ア 医療救護班の構成
 - 1班当たり計4名（医師1名、看護師又は保健師2名、事務1名）を原則とする。また、必要に応じて薬剤師を救護所に派遣する。
 - イ 業務内容
 - 医療救護班が行う業務内容は、原則として以下に示す内容とする。なお、救護所における指揮監督は区本部長が指名した者が行う。
 - (ア) 傷病者に対する応急処置
 - (イ) 後方医療施設への搬送の要否及び優先順位の決定（トリアージ）
 - (ウ) 搬送困難な患者・軽症患者等に対する医療処置
 - (エ) 状況により助産救助
 - (オ) 被災住民の健康管理
 - (カ) 死亡の確認
 - (キ) 区本部、保健医療調整本部をはじめ関係機関との連絡調整
- (5) 輸送手段の確保
 - 市本部及び区本部は公用車の確保に努め、必要に応じて医療救護班等の任務に充てる。
- (6) 医薬品・医療資器材の確保
 - ア 医療救護班携帯用医薬品・医療資器材の確保
 - 区本部は、医療救護班が必要とする医薬品・医療資器材の状況を調査し、不足する場合は保健医療調整本部に要請する。

15-2 長期間にわたる避難所等における救護所の設置運営

災害時避難所の開設が長期間にわたった場合、区本部は保健医療調整本部の協力を得て、以下の方針で救護所の運営を図る。

- (1) 運営管理及び外部との総合調整は、区本部長が指名した者が行う。
- (2) 内科系を中心としたチーム編成に切り換える。
- (3) 薬剤師を派遣し、薬品管理等を行う。
- (4) 精神科医、歯科医師の派遣も含めた編成も適宜加える。
- (5) 薬資材及び医療用ライフライン関係の補完体制の確保を図る。
- (6) 他都市等からの応援（ボランティア医師・看護師等含む）との連絡調整を行う。
- (7) 医療機関の稼働状況等により設置継続を適宜判断する。

15-3 保健師等による健康相談

(1) 保健師等の派遣体制の確立

区本部は、災害時避難所の状況を調査し、健康部の協力を得て、避難所等に対する保健師等の派遣計画を作成し派遣する。他の自治体からの応援を要する場合は、保健医療調整本部が大阪府に連絡する。

(2) 保健師等による健康相談の実施

保健師等は、生活習慣病の悪化・増加の防止、感染症や食中毒、高齢者の生活不活発病等の予防のため、救護所、各災害時避難所及び仮設住宅等を巡回し、「災害時保健師活動マニュアル」、「災害時の栄養士活動マニュアル」、「災害時メンタルヘルス支援マニュアル」等に基づき被災者の健康管理、や生活環境の整備を図る。その際、女性相談員も配置するよう配慮する。また、診療や精神面での専門相談を要する場合などは健康部等と連携をとり、被災者が適切な支援を受けられるように調整する。

(3) 輸送手段の確保

区本部及び保健医療調整通信本部は、救護所や災害時避難所に派遣する保健師等の輸送手段の確保が困難な場合、市本部に要請する。

15-4 区民等における事前の対応

災害時には、医療機関では混雑が予想されることから、自分の身の安全を守るために、家庭や職場等に常用医薬品を確保するなど、主に次の内容について事前の対応に努める。

- ・常備医薬品の備蓄
- ・治療中の病名、常備している処方薬、アレルギーの有無などを記録したカードの所持
- ・専門治療が必要となる疾患の治療が受けられる代替の医療機関の確認など

第6章 協働・協力体制

第16節 応援要請

16-1 応援職員の環境整備・装備の充実

危機管理室及び応援職員を受け入れる所属は、応援職員等の受け入れを事前に準備するにあたり、環境整備・装備の充実に向け、次の事項に留意するよう努める。なお、その際、男女及び多様な性等の方ともに活動することに配慮するものとする。

- (1) 応援職員等に対して紹介できる、ホテル・旅館、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地など宿泊場所として活用可能な施設等のリストの作成
- (2) 民間事業者とのキャンピングカーの提供に関する協定の締結による、応援職員の宿泊及び仮眠場所の確保
- (3) 会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保
- (4) テントや間仕切り等の装備等、感染症対策とプライバシーに配慮した適切な空間の確保
- (5) その他、応援職員等の円滑な執務に向けた資機材等の確保

16-2 関係民間団体等に対する応援要請

災害時に区域内にある関係民間団体に対する応援要請を円滑かつ適切に行うため、区長は事前に事業者企業等との間で連携強化を進める。

委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）について、あらかじめ、協定を締結するなど、協力体制を構築し、民間団体等のノウハウや能力等を活用しながら、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるように努める。

- (1) あらかじめ協定等により災害時の応援協力体制を締結している関係民間団体等に対して、区本部長が応援要請する。
- (2) 協定を締結していない関係民間団体等に対しては、区本部長が応援要請する。なお、応援要請した場合は、市本部長に報告する。

16-3 自衛隊に対する災害派遣要請

区本部長は、応急対策の実施にあたり、災害時の被害情報から区・市の組織等を活用しても事態を収拾することができないと判断した場合又は緊急を要すると判断した場合で、かつ、自衛隊の応援が必要であると判断した場合には、市本部長に自衛隊派遣要請の手続きを求めることができる。

第17節 自主防災活動

多様な災害時においても災害による被害を防止し、軽減するため、区民等の自主的な活動、すなわち区民等自らが出火防止、消火活動、被災者の救出救護、避難誘導等を行うことができる体制を整備する。また、地域コミュニティの活性化により、区民等が「自分たちの地域は自分たちで守る」という防災意識を持ち、災害発生時には、地域の人々が互いに協力し合い、助

け合い、行動できるよう、区役所は自主防災組織の育成を図るとともに、消火活動や救出救護活動などを実施する「地域防災リーダー」の研修・指導を実施する。また、区役所は市有施設等の活用にも努めることで、自主防災組織への活動を支援する。

17-1 自主防災組織の活動

(1) 自主防災組織の構成

自主防災組織は、小学校区程度の範囲で地域活動協議会などを中心とし、地域に居住及び勤務する広範な人員で構成する。

(2) 自主防災組織の活動

平時には、防災意識の啓発や防災訓練等の活動を実施し、その実行力の確保に努める。災害時には、地域災害対策本部（以下、「地域本部」という）を設置し、避難誘導や救出救助、避難所の自主的運営などの活動を実施する。活動の詳細は「自主防災活動ガイドライン」を踏まえ、各地域の状況に応じた防災活動の推進に取り組むこととする。

(3) 自主防災組織の装備

本市と自主防災組織で的確に情報を伝達できるよう、危機管理室は、MCA無線機を、区役所は、簡易デジタル無線機（通称：ポケトラ）を配備する。

また、危機管理室及び消防局は、災害時に自主防災組織が活用する可搬式ポンプ・救助用資機材を配備する。

17-2 地域防災リーダー

地域防災リーダーとは、自主防災組織の中核として活動する人材であり、地域防災リーダーの役割等が「大阪市都島区地域防災リーダー設置要綱」等により定められている。

(1) 活動内容

ア 災害発生時における情報の収集連絡、初期消火、救出・救護、避難誘導、給食・給水等、災害応急対策に関すること

イ 防災活動に必要な知識、技術の取得に関すること

ウ 地域における防災知識の普及に関すること

エ その他、災害発生時に備えた予防等に関すること

(2) 研修・育成

地域防災リーダーは、毎年1回以上の研修を受講する。区役所・消防署は、地域における防災機能を強化し活性化するために、地域防災リーダーに対する研修等を行い、災害時に効果的かつ実践的な防災活動が展開できるよう活動の基盤づくりを行う。

17-3 水防団等の強化

区役所は、淀川・大和川流域の市町と共同し、水防団の訓練や、災害時における水防活動の拠点となる施設の整備、水防資機材の充実及び水防組織の担い手確保や水防組織の強化などにおいて協力する。

また、青年層・女性層の団員への参加促進、処遇の改善等により、水防団の活性化を推進するとともに、NPO、民間企業、自治会等多様な主体を水防協力団体として指定することで水防活動の担い手を確保し、水防組織の強化を図る。

第 18 節 災害対策要員の確保

18 災害対策要員の確保

災害応急対策実施に必要な労働者の確保は、所属ごとに行うものとするが、その目的及び種目ごとに計画を立て、必要最小限度の民間労働者を区内の各公共職業安定所等から雇用するものとする。民間労働者の処遇については、賃金は市内における通常の実費程度を限度額とし、給食は本市職員に準じて行うものとする。

第 19 節 ボランティア

19-1 災害時の一般ボランティア活用にかかる体制整備

災害時ボランティアの受け入れ等については、「災害時におけるボランティア活動支援要綱」及び、「大阪市災害ボランティアセンター設置・運営に関する協定書（平成29年4月1日締結）」によるものとする。災害発生時、被災状況及びボランティア参集等を勘案し、協定締結団体（区社会福祉協議会）は区役所と協働し、「区災害ボランティアセンター」を開設する。ボランティアセンターの開設・運営にかかる詳細は、協定により市社会福祉協議会等が作成する「大阪市災害ボランティアセンター開設・運営マニュアル」によることとする。

19-2 専門ボランティアについて

災害時避難所などでお困りの方を対象に、手話通訳や外国語通訳、お年寄りや障がいのある方への介護支援などにご協力いただけるボランティア制度（都島区災害時お助け隊（M-sot））を設けている。

19-3 災害時におけるボランティアの調整

（1）区災害ボランティアセンターの設置

災害発生時、区本部は被災状況及びボランティア参集等を勘案して、区災害ボランティアセンターを、都島区民センター等に設置し、協定締結団体へ協力を要請するなどにより運営する。

（2）区災害ボランティアセンターの業務

- ア 区本部との連携による災害情報の収集・提供及び連絡調整
- イ 被災者における災害ボランティアニーズの把握及び被災者への情報提供
- ウ 市災害ボランティアセンターとの連携
- エ 災害ボランティアの受け入れ
- オ 災害ボランティアへのオリエンテーション
- カ 災害ボランティア活動の集約・管理
- キ 災害ボランティアの事故等に対する補償のための保険加入手続き

第 7 章 物資の確保と供給体制

第 20 節 物資の確保と供給

大規模災害発生時には、流通機構の混乱等により日常生活に不可欠な水、食料、生活必需品

等の確保が困難になることが予想される。

災害により一時的に都市機能が不全になることを想定し、避難所等における市民の最低限の生活を維持することを目的に、大阪府域救援物資対策協議会の「大規模災害時における救援物資に関する今後の備蓄方針について」に基づき定める備蓄計画により、発災後3日目までに必要な物資を大阪府と合わせて確保する。

また、避難生活の長期化に備え、国や他自治体からの救援物資の受け入れ態勢を整備するとともに、他自治体や民間事業者等との物資供給にかかる協定締結を進め、需要に応じて必要な物資を柔軟に調達できるよう努める。

同時に、災害時に必要な物資を迅速に提供できるように、避難所や区役所への分散備蓄を進め、なお不足する物資についても円滑に調達し、提供できるように協定に基づく物資の調達方法や、物資の配送方法、調達・配送にかかる役割分担を定めた配送計画を策定するとともに、物資の調達・配送を円滑に行うため関係部署により配送班を立ち上げ、必要な物資を迅速に提供できるようにする。

20-1 市民や事業所等における備蓄等の推進

(1) 市民の責務

「大阪市防災・減災条例」第23条の2に基づき、市民は、災害の発生に備え、食品、飲料水その他の生活必需物資を備蓄するよう努めなければならない。具体的には、災害時にいつでも持ち出せる「非常持ち出し品」と、救援物資が届くまで1週間程度の生活が可能な「非常備蓄品」を備えるよう促進を図る。

(2) 事業者の責務

「大阪市防災・減災条例」第23条の2に基づき、事業者は、災害の発生に備え、食品、飲料水その他の生活必需物資を備蓄するよう努めなければならない。事業者は、災害が発生したときは、従業員等が一斉に帰宅することを抑制するため、その所有し、又は管理する事業所その他の施設の安全性及び周辺の状況を確認し、従業員等に対する当該施設内での待機の指示その他の必要な措置を講ずるよう努め、従業員等が当該施設内で待機するために必要な物資を備蓄するよう努めなければならない。また、災害が発生した場合において、食糧や緊急輸送等の確保をするため、関係事業者等の協力の確保に関する協定を締結するよう努めるとともに、事業者の事業の継続又は早期の再開により、流通機構が早期に復旧するように事業者への働きかけを進める。

20-2 飲料水等の確保

災害後の飲料水及び医療用水並びに生活用水・都市活動用水の確保は次の考え方に基づき実施する。

(1) 災害直後

備蓄により飲料水を確保

運搬給水方式により飲料水を確保

(2) 災害後～復旧完了

拠点応急給水方式及び運搬給水方式により必要水量を確保

(3) 復旧完了後

通常量の確保（災害後最大3週間を目途）

20-3 食料の確保及び供給

災害直後は食品流通機能が麻痺することも想定されるので、大阪市や大阪府からの供給や協定による調達及び他都市からの援助物資等で賄う。

(1) 食料の調達方法

ア 区本部長は、応急食料の供給が必要と認める場合は、備蓄食料の活用により対応するが、それが困難な場合、市場部に食料調達の要請を行う。

イ 市本部は、区本部長より食料供給の要請があった場合、災害用備蓄倉庫より備蓄食料の輸送を行い、なお不足する場合は、市場部が協定締結業者より食料品を調達する。また、災害救助法が適用された場合は、大阪府より、災害救助用食料の引き渡しを受ける。

(2) 食料供給の方針

ア 食料供給の順位

食料供給は次の順位で行うが、状況により異なった順位で、また、並行して行うことができる。

(ア) 災害対策用備蓄食料

(イ) 国や他の地方自治体からの物資

(ウ) 協定締結業者流通業者等からの調達食料

(エ) その他の事業者からの調達食料

イ 食料供給の対象者

(ア) 避難所避難者

(イ) 物資等の調達ができない期間の在宅避難者

(ウ) 通常の流通機関が一時的にマヒ・混乱し、食料の確保が困難な者、通勤・通学者、旅行者等

なお、避難所に受入されていない上記(イ)、(ウ)の者に対しては、避難所における食料供給ができるよう対策を講じる。

ウ 食料供給の実施方法

(ア) 食料供給の場所

食料供給の場所は、原則として災害時避難所とする。

(イ) 食料供給の実施

食料供給は、区本部が自主防災組織等の協力を得て行うものとする。また、食料の配給については被災者自らが行うこととするが、支援を要する者については配慮する。

(ウ) 給食施設の活用

食料の提供にあたって、炊き出しを行う場合、学校等の給食施設の使用が必要な際は、施設管理者と十分協議のうえその活用を図る。

20-4 備蓄倉庫の整備

災害時には、道路や橋梁が被害を受け、備蓄物資の輸送が困難になることが予想される。このため、区役所は、輸送及び被災者への供給の利便を考慮し、輸送距離の均一化を図るとともに、道路や橋梁の被害の影響を最小限に抑えるため、区役所はきめ細やかな分散備蓄体制を整備する。

具体的には、区役所を区備蓄拠点とし、災害時避難所にも備蓄を行うとともに、地区備蓄拠点

の設置を図り、相互に補完し合う分散備蓄体制を確立する。

なお、備蓄にあたっては、各種浸水想定等を考慮し、備蓄物資の種別に応じた保管場所の選定及び移動に努める。

また、災害時避難所等で必要なスペースを確保できない場合は、区役所は、既存の市設建築物や民間施設等を活用した備蓄拠点、備蓄保管場所の確保に努める。

詳細は、別途定める「大阪市避難所運営にかかる備蓄計画」による。なお、市設建築物を所管する所属は、区の出組に協力するものとする。

第 8 章 衛生・廃棄物等

第 21 節 防疫・保健衛生活動

災害時における感染症等の発生及びまん延防止、食中毒の予防並びに被災者の心身両面での健康維持のため、常に良好な衛生状態を保つように努めるとともに、健康状態を十分把握し、福祉的な支援を実施するなど必要な措置を講ずる。

21-1 防疫活動

(1) 環境衛生対策班の編成

ア 環境衛生対策班は、健康部長又は区本部長の指令を受け保健所、保健福祉センター（区本部保健福祉班）へ派遣され、保健所長及び区本部長の指揮において活動する。

イ 環境衛生対策班は、保健所及び区保健福祉センターの職員で構成する。

ウ 1 班の編成人員は 3 名、班数は災害の規模に応じて最大 36 班とする。

エ 健康部又は区本部は、保健所及び区保健福祉センターの職員だけでは対応できない場合、市本部に広域応援を要請する。

オ 健康部は、区本部との連絡調整を図り、連携してそれぞれの指揮する環境衛生対策班の任務を調整する。

(2) 環境衛生対策班の任務

環境衛生対策班は、災害時、避難所、生ごみ集積場等衛生管理や消毒を必要とする施設並びに地域の衛生的環境を確保するため、衛生対策を実施する。なお、発災後迅速に保健衛生活動が行えるよう、災害時の派遣・受入が可能となる体制や設備等の整備、災害対応マニュアルの整備・充実及び保健師等に対する研修・訓練の実施等により災害時の体制整備に努める。

ア 避難所の衛生管理、消毒 避難所、仮設トイレ等の衛生管理の指導及び消毒を実施する。なお、避難所の開設状況については区本部でまとめ危機管理部から一括して健康部に情報を提供する。また、仮設トイレの設置場所については、環境部で一括して情報を健康部及び区本部に提供する。

イ 仮設浴場の衛生管理 仮設浴場の使用状況（循環ろ過の有無、使用水の種類等）により、必要に応じ浴槽水の遊離残留塩素の測定等を行い、仮設浴場の衛生管理の指導を

実施する。

ウ 仮置場等の衛生管理、消毒 生活ごみの処理は、環境部において実施するが、仮置場等に対する衛生管理の指導及び消毒等を実施する。なお、生活ごみの回収状況、仮置場等の状況は、環境部が一括して情報を健康部に提供する。

エ 汚物、汚水流出地区の衛生管理、消毒 災害により下水道が破損し、汚物、汚水が流出した場合、流出地域の衛生管理及び消毒等を実施する。

オ その他

(ア) 救護所等の衛生管理、消毒

(イ) 被災家屋の衛生管理の指導及び消毒

(ウ) ねずみ、ハエ、蚊等の防除

(エ) 消毒用薬剤の配布

(3) 防疫資機材等の調達

環境衛生対策班は、区保健福祉センターに配備されている防疫用資材を利用し、不足が生じた場合は、健康部又は区本部を通じて調達要請する。

21-2 食品衛生活動

(1) 食品衛生対策班の編成

ア 食品衛生対策班は、健康部長又は区本部長の指令を受け、保健所、区保健福祉センターへ派遣され、保健所長及び区本部長の指揮において活動する。

イ 食品衛生対策班は、保健所及び区保健福祉センター職員で構成する。

ウ 1班の編成人員は、食品衛生監視員を含む2名、班数は災害の規模に応じて最大36班とする。

エ 健康部又は区本部は、保健所及び区保健福祉センターの職員だけでは対応できない場合、市本部に広域応援を要請する。

オ 健康部は、区本部との連絡調整を図り、連携してそれぞれの指揮する食品衛生対策班の任務を調整する。

(2) 食品衛生対策班の任務 食品衛生対策班は、災害時、避難所、食品調理及び保管施設等の衛生管理や調理実務者に対する衛生指導を実施する。

ア 避難所や被災地内の店舗に食品を供給する食品製造業者、販売業者等に対して指導を行い、食品衛生上の危害防止に当たる。

イ 避難所内の食品調理及び保管施設の衛生指導を行い、食品衛生上の危害防止に努める。

ウ 避難所において炊出しをする場合、炊出し実施者に対して衛生上の注意を喚起する。

エ 被災地内において、営業を再開する食品関係施設に対し監視・指導する。

オ 避難所や被災地域における応急給水拠点での飲料水の残留塩素濃度を測定し、衛生

的な飲料水を確保するよう指導し、あわせて受水槽式給水施設から供給される飲料水についても指導を行う。

(3) 検査資機材等の調達

食品衛生対策班は、保健所に配備されている検査資機材を利用し、不足が生じた場合は、健康部又は区本部を通じて調達を要請する。

21-3 動物保護等の実施

健康部は、関係機関・団体と相互に連携し、動物伝染病予防等衛生管理を含めた災害時における動物の管理等について、次の応急対策を実施する。

- (1) 被災地域における愛護動物の保護・受入
- (2) 避難所等における愛護動物の適正飼養等の指導
- (3) 動物による人等への危害防止

21-4 生活雑用水の確保

災害後一定の期間を経過すると、水洗トイレ等の生活雑用水の急激な需要増が想定され、水道による生活用水の供給体制を補完する観点から、生活雑用水を確保するため、必要に応じ、下水処理場、農業用井戸及び学校のプールの水を近隣の地域に利用可能にする。

(1) 下水処理水の利用

建設局は、市内12箇所の下水処理場に処理水再利用施設を活用し、災害発生時においては、下水処理場の近隣地域や避難所等に生活雑用水としても提供するように努める。

(2) プールの水の利用

区役所は、市内の学校のプールの水について、水質の状況により生活雑用水等への利用が図られるよう、教育部と調整する。

(3) 災害時協力井戸制度の活用及び農業用井戸の利用

危機管理室は、災害時協力井戸として登録された井戸について、生活雑用水としての提供について周知を行う。また、経済戦略局は、既に防災活動に関する協定を締結している農業用井戸について、区役所と連携して、生活雑用水としての提供について周知を行う。

また、その他の農業用井戸については、災害時協力井戸制度を土地改良区等を通じて農業用井戸を所有する個人に周知し、登録を働きかける。

第9章 行方不明者の捜索・遺体対策

災害時の行方不明者の把握、捜索及び遺体対策を円滑に実施するため、平常時に警察等関係先と協議して、手順書等を整備しておく。

災害時の安否確認のため、区民等が各通信事業者が提供する安否確認サービス等を利用できるよう、平常時から連絡手段の確保に努めるように周知する。

また、区役所は災害が発生した場合に備えて、遺体仮収容（安置）所として利用できる区内にあるできるだけ堅牢な構造の公共施設、寺院等の管理者と協議を行い、遺体収

容に適切な場所を確保する。

検視・検案場所は大阪府警察と十分調整を行い、可能な限り遺体仮収容（安置）所に隣接した場所に設置するとともに同所に遺体処理に必要な水道、電源等を確保できるようにする。

第 22 節 組織と事務分担

22-1 組織と事務分担

項目	実施機関	事務分担	要員
処理	危機管理部	関係機関との活動調整	危機管理部
	区本部	1 遺体仮収容（安置）所の設置及び管理運営 2 検視（死体調査） 3 検案 4 遺体の洗浄、縫合、消毒 5 納棺 6 遺体の安置 7 身元不明者に関すること	区本部の職員 警察 医師 大阪市規格葬儀取扱指定店組合（以下「葬儀業者」という。）
火葬	環境部	火葬	環境部の要員

第 23 節 遺体対策

23-1 遺体の仮収容（安置）所の設置

- (1) 区本部は災害が発生した場合に備えて、遺体仮収容（安置）所として利用できる区内にあるできるだけ堅牢な構造の公共施設、寺院等の管理者と協議を行い、遺体収容に適切な場所を確保する。
- (2) 区本部は検視・検案場所は府警察と十分調整を行い、可能な限り遺体仮収容（安置）所に隣接した場所に設置する。
- (3) 大規模な災害により多数の遺体が発生した場合は、危機管理部が、遺体仮収容（安置）所、検視・検案場所の設置について、区本部、府警察、葬儀業者と総合調整を行う。

第 10 章 広聴

第 24 節 広聴

災害発生時において甚大な被害が生じた場合、人心の動揺、混乱や情報不足・誤報などにより

社会不安が生じるおそれがあるため、被災者の生活相談や援助業務等に関する広聴活動を行い、応急対策・復旧対策に区民等の要望等を反映させる。

24-1 広聴体制

(1) 臨時相談所の開設・運営

ア 区本部は、被災者の要望等を把握するため、必要に応じて被災地域の公共施設や災害時避難所に臨時相談所を設置する。なお、臨時相談所を開設した場合は危機管理部に情報提供する。

イ 区本部は、臨時相談所に訪れた外国人への対応の際、必要に応じて、多言語支援センターに通訳・翻訳の支援を要請する。

(2) 専門相談所の開設・運営

各部署は、区本部からの要請に応じてそれぞれ必要に応じて専門相談所を設置する。なお、各部署は、専門相談所を開設した場合は危機管理部へ報告し、危機管理部は、政策企画部に情報提供を行う。

(3) 総合的な相談窓口情報の提供

ア 危機管理部は、本市が開設する臨時相談所、専門相談所のほか、他の防災関係機関が実施する相談窓口の設置状況を調査する。

イ 政策企画部は、危機管理室が取りまとめた本市及び他の防災関係機関の実施する相談窓口の総合的な情報を取りまとめた広報紙等を区本部に提供する。区本部は、配付された広報紙等に区として必要な情報を加えて広報する。

24-2 要望等の処理

(1) 区本部は、相談内容、要望・意見等を聴取し、速やかに各機関へ連絡し、早期解決に努力する。

なお、高齢者虐待、障がい者虐待、児童虐待、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受ける恐れがある者等の情報が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するとともに、関係する区本部に情報提供を行う。

(2) 区本部は、処理方法の正確性及び統一性を図るため、あらかじめ定められた聴取用紙を用いて要望等を記入する。

(3) 区本部は、要望内容・件数、処理内容・件数を定期的に危機管理部に報告する。

第11章 義援金品

第25節 義援金品

震災時、市民等及び他府縣市町村から被災者宛に寄託された義援金品受け入れ及び配分は、次のとおり実施する。

25-1 義援金

区役所に各方面から寄託される義援金の受付及びこれらの配分は、次のとおり行う。

- (1) 義援金の受付
 - ア 義援金の受付窓口を、区本部に開設して受け付ける。
 - イ 区本部に届けられた義援金は区本部庶務班において受け付け、区本部長名の受領書を発行のうえ、一時保管する。
 - ウ 区本部で一時保管した義援金は、定期的に市民部で取りまとめる。
- (2) 義援金の配分
 - 市民部は配分委員会の決定に基づき区本部で行い、被災者に対し円滑に配分する。

25-2 義援品

区役所に各方面から寄託される義援品は、以下の方針で受け付け、配分を行う。

- (1) 義援品の受入れの原則
 - ア 義援品を募集する場合は、必要品目を特定したうえで実施する。
 - イ 仕分け作業が発生した場合は、災害の状況に応じて、被災地外の市町村等に集積、整理を要請する。
- (2) 義援品の受入れ
 - ア 区本部に届けられた義援品は、区本部庶務班において受け付け、区本部長名の受領書を発行し受け入れ、その数量、内容等を市民部に報告する。
 - イ 特定の品目及び企業等から同一規格で大量に送られる義援品については、原則として輸送基地に搬入する。
 - ウ 小口・混載の義援品を送ることは被災地の負担になること等、被災地支援に関する知識を整理するとともに、住民・企業等に対し、その知識の普及及び内容の周知等に努めるものとする。
- (3) 義援品の配分
 - 区本部で受け入れた義援品は、生活関連物資の供給計画に準じて被災者に配分し、その数量、内容等を市民部に報告する。

第12章 金融支援等

第26節 罹災証明等

26-1 罹災証明等

災害援護資金の貸付や被災者生活再建支援金の支給、その他各種支援措置の適用にあたって必要とされる住家の被害程度の認定のため、区長は、火災を除く自然災害に伴う「罹災証明書」を、消防署長は、「火災・消火損に伴う罹災証明書」をそれぞれ発行する。

なお、区長は被害事実の確認を求められた場合は「被災証明書」を発行する。

区本部は、財政部と協力して被災した家屋を調査し、被害認定の基準に従って証明する。

また、区長、消防署長は、災害時に罹災証明書等の交付が遅滞なく行われるよう、研修等の実施により住家被害の調査に従事する職員の育成を図るとともに、罹災証明書等の交付を区役所・消防署が迅速に行えるよう、危機管理室は、全体研修の実施やマニュアルの作成に取り組むなど、必要な業務の実施体制の確保に努める。

なお、危機管理部は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状

況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳の作成を区本部に指示するなど、被災者援護の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。

さらに、検討するものとする。

第13章 災害救助法

第27節 災害救助法

27-1 被害認定の基準

区本部長は「被害認定統一基準」（平成13年6月28日 内閣政策統括官通知）に従い、災害救助法適用の判断の基礎となる被害認定を行う。

第3部 災害復旧・復興対策

第1節 災害復旧対策

災害の復旧に際しては、市民の意向を尊重しつつ関係機関と緊密に連携し、災害発生後の生活の安定、社会経済活動の早期回復を図るとともに、被災前の状態への復元に止まらず、将来の災害を予防するための施設等の復旧を目指すことを基本として対策を実施する。

また、男女共同参画の観点から、あらゆる場・組織に女性の参画を促進するとともに、障がい者、高齢者等の要配慮者の参画を促進する。